

地図作成の流れ

1 準備作業：令和8年9月～令和9年3月頃

- ・事業実施地域内の土地を所有されている皆様に対して地図作成事業についてのお知らせの文書等を送付します。
- ※ 質問のある方は個別質問会で対応させていただきます。
- ・筆界に係る関係資料を収集・精査し、関係官公署との打合せ及び現地調査を行います。

2 基準点測量作業：令和8年9月～12月頃

地図を作成するための基礎となる公共基準点（金属鈎等）を、事業実施地域内に設置し、基準点測量作業を行います。

3 事前測量作業：令和8年9月～令和9年3月頃

現地における現在の状況を把握するための測量を行います。所有者の皆様の立会いは不要ですが、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

4 一筆地調査（境界立会い）作業：令和9年4月～6月頃

各土地の筆界（境界）を確認するため、現地において、土地所有者やその代理人の皆様に立ち会っていただきます。境界の調査に立ち会っていただいた後、土地調査書に確認の署名をしていただきます。

立会い日時は、法務局で指定の上、立会日の2週間前までに、土地所有者の皆様に郵送でご連絡します。ご都合が合わない場合は、個別に調整させていただきます。

※ 地図作成事業に当たり、隣接地との境界が確認できなかった場合には「筆界未定地」となり、正確な地図を作成することができなくなります。その場合、後日、境界が確認された際には、各所有者のご負担で地図訂正等の登記手続をしていただくことが必要となりますので、今回の作業に是非ともご協力願います。

5 境界標設置作業：令和9年6月～9月頃

確認が完了した筆界点（境界点）には、原則、法務局で用意するアルミ製プレート（境界標）を設置します。なお、より永続性のあるコンクリート杭の設置をご希望される場合は、実費をご負担いただくことになりますので、立会いの際に作業担当者に申し出てください。

6 一筆地測量作業：令和9年6月～9月頃

筆界（境界）の確認が完了した土地について、確認結果に基づき測量を行います。所有者の皆様の立会いは不要ですが、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

7 図面作成作業：令和9年9月～10月頃

一筆地測量作業における測量結果に基づき、一筆の土地ごとの面積を算出するとともに、土地の位置や形状を明確にした地図を作成します。

8 図面等の送付・縦覧・異議申出：令和9年12月頃

調査・測量の結果に基づいて作成した地積等調査一覧表（当作業による調査成果の前後を比較対照できるもの）及び求積図を、縦覧のお知らせとともに土地所有者の皆様へ郵送します。また、会場を設置し、作成した地図を確認していただく機会を設けます。内容に誤り等があれば、再度調査等を行います。

9 地図の備付け・職権登記：令和10年3月頃

新たに作成した地図及び地積測量図を法務局に備付けます。

また、本作業の結果に基づき、面積や地目に変更・修正がある土地、分筆や合筆をすることとなった土地については、登記官が職権で登記を行います。

登記の完了をもって事業が完了します（完了については大津地方法務局のホームページでお知らせする予定です。）。